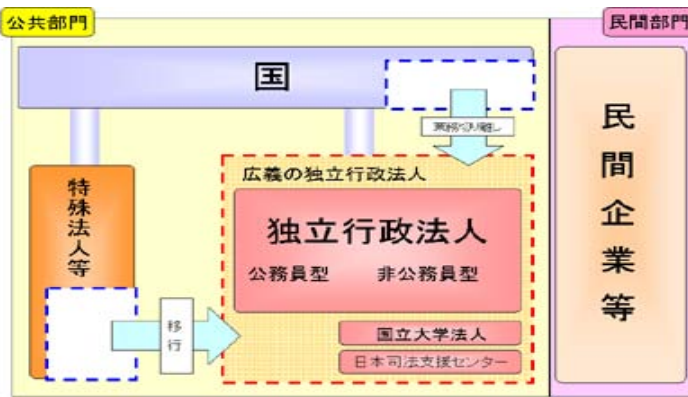


# 独立行政法人評価について

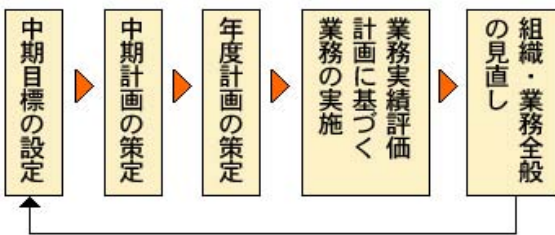
(出典:総務省ホームページより)

## 1. 独立行政法人とは



独立行政法人は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間にゆだねると実施されないおそれのあるものなどを実施する法人です。独立行政法人には、国の機関の一部を切り出して設立されたもの(先行独法)、特殊法人から移行したもの(移行独法)などがあります。

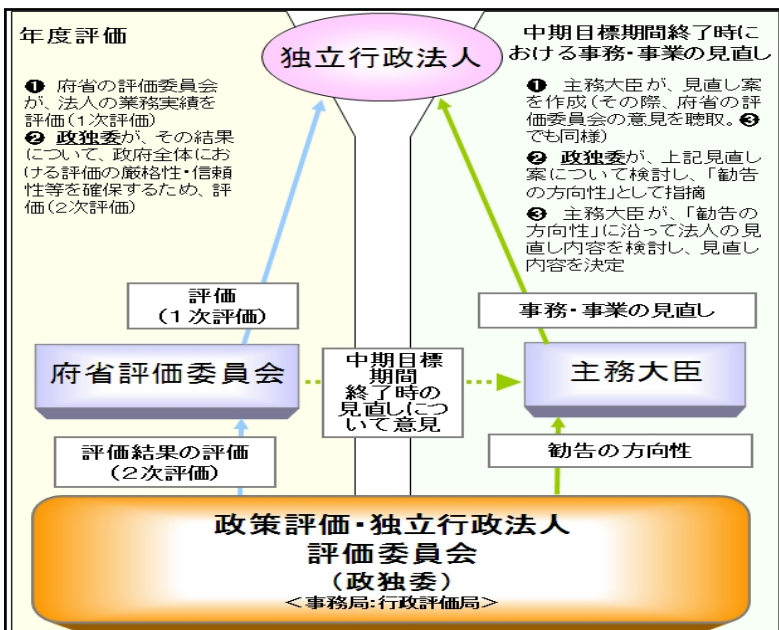
## 2. 独立行政法人の業務運営の流れ



主務大臣は、達成すべき業務運営の目標として、法人ごとに3～5年の中期目標を定め、各法人はこの中期目標に基づいて中期計画及び年度計画を策定し、計画的な業務遂行を行います。独立行政法人の業務実績については、毎年度及び中期目標期間終了時に第三者機関による評価が行われます。また、中期目標期間終了時にはさらに法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われます。

## 3. 評価のしくみ

### <独立行政法人評価のスキーム>



独立行政法人の評価は、第三者機関である各府省の独立行政法人評価委員会と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(事務局:行政評価局)が主体となって実施されています。政策評価・独立行政法人評価委員会は、(1)各法人の業務実績に関する2次評価を行い、(2)中期目標期間の終了時には法人の事務・事業の見直しについて指摘を行います。